

第12号議案

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第2条中「3万円」を「3万5,000円」に改める。

第3条中「または」を「又は」に改める。

第4条第2項中「車賃、旅行雑費、宿泊料および食卓料の7種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の8種」に改め、同条第3項中「車賃および宿泊料の4種」を「航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費の6種」に改め、「区域」の次に「以外の区域」を加え、「および」を「及び」に改め、「以外の者」を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

委員の報酬上限額の引上げ及び足立区職員の旅費に関する条例の改正に伴うものほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。